

「募集案内」改訂履歴

令和2年9月12日

頁	改訂前	改訂後
P3	<p>本補助金の申請は、原則として1団体・1個人につき1度限りです。</p> <p>第3次募集：令和2年9月12日～令和2年9月30日（予定）</p> <p>※第3次募集は、行わない場合があります。</p>	<p>本補助金の申請は、原則として1団体・1個人につき1度限りです（<u>共同申請を除く</u>）。</p> <p>第3次募集：令和2年9月12日～令和2年9月30日（<del>予定</del>）</p> <p><del>※第3次募集は、行わない場合があります。</del></p>
P7	<p>フリーランスの実演家、技術スタッフ等（以下「実演家等」といいます。）が、P10「4 補助の対象となる条件」の事前確認を希望する場合には、振興会より依頼した統括団体等において確認の手続きを行ってください。</p>	<p>フリーランスの実演家、技術スタッフ等（以下「実演家等」といいます。）が、P10「4 補助の対象となる条件」の事前確認を希望する場合には、振興会より依頼した統括団体等において確認の手続きを行ってください。<u>統括団体等に所属していない方であっても、自己の活動と関連する統括団体等から事前確認を受けられる場合もありますので、各統括団体等にお問い合わせください。</u></p>
P15	<p>（1）交通費</p> <p>稽古場や会場までの往復の交通費として、公共交通機関を使用した最も効率的かつ経済的な旅行経路による交通費実費とします。（タクシーの使用は、その他に移動手段がない等、効率的、合理的な理由が必要となります。）また、以下の経費は、計上不可とします。</p> <p>○100キロ未満の移動に係る列車の特急料金</p> <p>○列車運賃の特別料金（グリーン料金等）</p> <p>○レンタカー代、ガソリン代、（ただし、公共交通機関がない又は公共交通機関の使用が困難な地域の場合には計上可。この場合における、レンタカー代及びガソリン代は、借損料に計上すること。）</p>	<p>（1）交通費</p> <p>稽古場や会場までの往復の交通費として公共交通機関を使用した最も効率的かつ経済的な旅行経路による交通費実費とします。<del>（タクシーの使用は、その他に移動手段がない等、効率的、合理的な理由が必要となります。）</del>また、以下の経費は、計上不可とします。</p> <p>○100キロ未満の移動に係る列車の特急料金</p> <p>○列車運賃の特別料金（グリーン料金等）</p> <p><del>○レンタカー代、ガソリン代、（ただし、公共交通機関がない又は公共交通機関の使用が困難な地域の場合には計上可。この場合における、レンタカー代及びガソリン代は、借損料に計上すること。）</del></p> <p><u>なお、感染防止等のために必要な場合、事前に必要な移動と認められる限度で、自動車やタクシー等での移動に係るレンタカー代、ガソリン代、タクシー料金等を計上することができます（交通費申告様式は申請Webサイトに記載しております）。</u></p>
P16	<p>⑤. 消耗品費（税込10万円未満のもの）</p> <p>⑧. 雑役務費</p> <p>※追加</p>	<p>⑤. 消耗品費（<u>物品一点あたり税込10万円未満のもの</u>）</p> <p>⑧ 雑役務費</p> <p><u>※交付決定（申請）された公演等が中止となった場合の委託販売等に伴う手数料は、精算時に対象経費として計上できます。</u></p>
P17	<p>14. 各種キャンセルに係る取引手数料等</p>	<p>14. 各種キャンセルに係る取引手数料等（<u>交付決定（申請）された公演等が中止となった場合の委託販売等に伴う手数料は補助対象となります。</u>）</p>

P18	第3次募集：令和2年9月12日～令和2年9月30日（予定） ※第3次募集は、行わない場合があります。	第3次募集：令和2年9月12日～令和2年9月30日（ <del>予定</del> ） ※第3次募集は、行わない場合があります。
P19	住民票 ※追記	住民票（ <u>個人番号の記載のないもの</u> ） ※ 申請 Web サイトを参照ください。（申請方法／申請方法及び必要書類／各種資料）
P20	住民票 ※追記	住民票（ <u>個人番号の記載のないもの</u> ） ※ 申請 Web サイトを参照ください。（申請方法／申請方法及び必要書類／各種資料）
P21	②団体概要、組織図（人数がわかるもの） ※任意様式 ※追記	②団体概要、 <del>組織図</del> （人数がわかるもの）※任意様式 ※ 申請 Web サイトを参照ください。（申請方法／申請方法及び必要書類／各種資料）
P22	②団体概要、組織図（人数がわかるもの） ※任意様式 ※追記	②団体概要、 <del>組織図</del> （人数がわかるもの）※任意様式 ※ 申請 Web サイトを参照ください。（申請方法／申請方法及び必要書類／各種資料）
P25	②実績報告書の提出 なお、実績報告の際、領収書、レシート等、実際に経費を支払ったことが確認できる証憑書類も併せて提出する必要があります。  (5) 補助対象の取組の経理 経費の支払いについては、支払いが確実に 行われていることを明らかにする観点から、原則として銀行振込（店舗での購入を除く）にて行ってください。	②実績報告書の提出 なお、 <u>領収書、レシート等、実際に経費を支払ったことが確認できる証憑書類は補助を受けている者において5年間保管しなければなりません。A-①以外については、実績報告の際、これらの書類を提出する必要があります。（詳細は実績報告書の手引きを参照ください）</u> <u>※領収書は、ネットでの購入やネット銀行振込の場合、スマートフォンのスクリーンショットで残した画像などでも構いません。</u> (5) 補助対象の取組の経理 経費の支払いについては、支払いが確実に 行われていることを明らかにする観点から、原則として銀行振込（店舗での購入を除く）にて行ってください。 <u>また、クレジットカードによる支払い等も可能ですが、領収書等支払いを証明できる証憑書類が保管されていることが必要です。</u>

令和2年7月15日

頁	改訂前	改訂後
P16	⑧. 雑役務費 ◎ 公演前後の会場内除菌作業、PCR検査・抗体検査費、・・・	⑧. 雑役務費 ◎ 公演前後の会場内除菌作業、PCR検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査費用、・・・

令和2年7月10日

頁	改訂前	改訂後
P9	イ) 法人格を有する団体 ・一般社団法人、公益社団法人	イ) 法人格を有する団体 ・一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人

	・一般財団法人、公益財団法人	人、公益財団法人 等
--	----------------	------------

令和2年7月9日

頁	改訂前	改訂後
表紙	—	文化庁 令和2年度第2次補正予算事業
表紙、P18 (7月7日)	<a href="https://keizoku-shien.ntj.jac.go.jp/">https://keizoku-shien.ntj.jac.go.jp/</a>	<a href="https://keizokushien.ntj.jac.go.jp/">https://keizokushien.ntj.jac.go.jp/</a>
P4、P8	1. 「文化芸術活動の継続支援事業」は、文化庁の補助金を受け、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、感染対策を行いつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図ることを目的としています。	1. 「文化芸術活動の継続支援事業」は、 <del>文化庁の補助金を受け、</del> 新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、感染対策を行いつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図ることを目的としています。
P4、P17	P4の2/P17の8 12月6日	P4の2/P17の8 令和2年12月6日
P4	4. 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。 補助金交付決定後、事業者には補助事業の実施を開始していただきます。	4. 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。 補助金交付決定後、事業者には補助事業の実施を開始していただきます。 <u>(本補助金では交付決定前であっても、令和2年2月26日以降の取組は補助対象としています(上記2.参照))</u>
P5、P23	P5の7/P23の12(2) ただし、経済産業省の小規模事業者持続化補助金が支出される事業者については、経費の計上の重複の有無にかかわらず、申請することはできません。	P5の7/P23の12(2) ただし、経済産業省の小規模事業者持続化補助金(令和2年度中に受付締切となるものに限る。)が支出される事業者については、経費の計上の重複の有無にかかわらず、申請することはできません。
P5	8. ……なお、申請に際しては、「宣誓書」において、「入力する事項に虚偽はない」旨等の宣誓をお願いいたしますので	8. ……なお、申請に際しては、「宣誓書」において、「入力する事項に虚偽はない」旨等の宣誓をお願いいたしますので
P9	【冒頭】 過去3年間で複数回の文化芸術活動を行う、以下の個人又は文化芸術団体を対象とします。	【冒頭】 直近3年間(2017年度以降)2回以上の文化芸術活動を行う、以下の個人又は文化芸術団体を対象とします。
P16	⑤. 消耗品費(税込10万円未満のもの) 従業員指導等のための専門家活用、	P14 ②. 諸謝金(税込) ◎従業員指導等のための専門家への謝金
P17	(2) 10. 公租公課(消費税・地方消費税は、(消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、) 補助対象外とします。ただし、旅費に係る出入国税は補助対象とします。)	(2) 10. 公租公課(消費税・地方消費税は、(消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、) 補助対象外とします。ただし、 <del>旅費に係る出入国税は補助対象とします。</del> )
P19~22	【活動歴を確認できる資料】 【公演等実績資料】	【活動歴を確認できる資料】 【公演等実績資料】

	直近3年間（2017年度以降）2回の活動実績が・・・	直近3年間（2017年度以降）2回 <u>以上</u> の活動実績が・・・
<b>P24</b>	（1）・・・交付決定後に大幅な変更が <u>あった</u> 場合には	（1）・・・交付決定後に大幅な変更を <u>行う</u> 場合には